

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の  
見直しについての提言  
(素案)

平成29年2月  
多摩市使用料等審議会

## はじめに

本審議会は、平成28年10月24日に、多摩市長から「『公共施設の使用料設定にあたっての基本方針』の見直しについて」を諮問されました。

本審議会では、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」は、策定から10年以上が経過しており、その後の社会情勢の変化、公共施設をとりまく環境変化、また、新たな行政課題に対応していく必要性などの観点から、これまで5回に渡り審議を重ねてきました。

この度、見直しについての審議会としての提言（素案）をとりまとめました。この素案に対するパブリックコメントを実施し、いただいたご意見等をふまえ、最終的な提言をとりまとめていきます。

### 1 現行の基本方針について

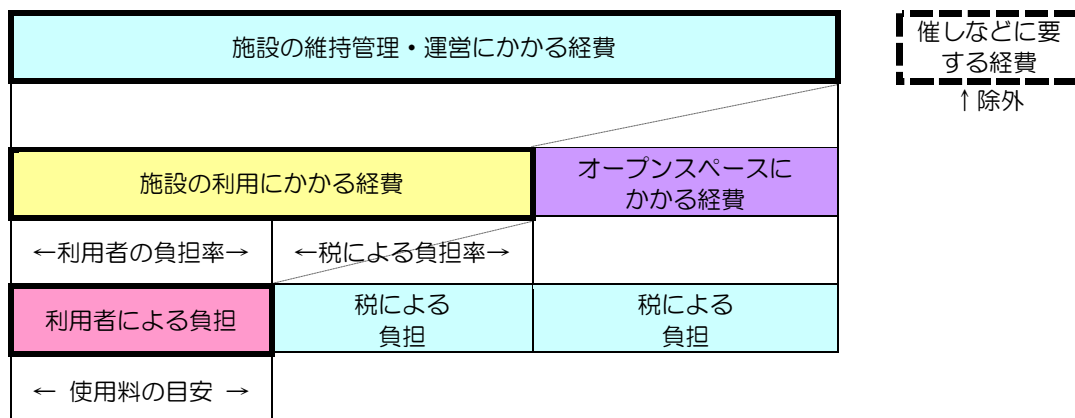
「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（以下「基本方針」という。）は、平成17年3月の策定当時、一定の使用料を負担してもらっている施設と使用料を無料としている施設が存在しており、また、様々な種類の減免規定が混在していたことなどから、施設の利用者にとって使用料のしくみがわかりにくく、同じ公共施設であっても、施設間の格差と不均衡があったために、統一的な基準（指標）をつくることが第一の目的で策定されたものである。

この基本方針は、多くの公共施設が整備されている中で、将来にわたって安定したサービスを提供していくためには、施設の利用者、市民が適正に負担を分かち合いながら、施設を長く大切に守っていくという観点に立っており、「受益者負担の原則」「共通的な使用料算定ルールの確立」「無料・減免規定の見直し」が3本の柱となっている。

使用料の算定にあたっては、施設の維持管理・運営にかかるすべての経費（経常的な管理経費＋資本に関する経費）を積み上げた「原価」に、施設ごとの「性質別負担率」を掛け合わせて「使用料の目安」を算定するものであり、理論的には、施設全体の維持管理・運営にかかる経費のうち、利用者が直接利用する部分（面積）にかかる経費については、施設の性質別の負担率に応じて、施設の利用者が負担するという構造になっている。（下図参照）

$$\text{使用料の目安} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

【原価と負担のイメージ図】



## 2 これまでの経過・現状、成果、課題について

基本方針を策定し、これに基づいて10年以上運用してきた中で、これまでの経過・現状、成果、課題について、審議会で確認したことは以下のとおりである。

### (1) これまでの経過・現状

○基本方針に基づき、これまで4回の使用料改定を実施した。

第1回改定	平成18年7月	無料・減免規定のみ見直し
第2回改定	平成21年4月	使用料が上がるものは据え置き、下がるもののみ改定
第3回改定	平成25年1月・4月	基本ルールで改定
第4回改定	平成28年4月	基本ルールで改定

※コミュニティセンター（以下「コミセン」という。）は、従前の「**使用料の額**」と「**使用料の目安**」との乖離が大きく、平成25・28・31年の3段階で「**使用料の額**」を「**使用料の目安**」の水準に引き上げる措置をとっている

- コミセンの使用料は、市が使用する場合、運営協議会使用する場合、市長が特に認めるときは、免除とすることができるよう、条例上はなっているがあまり活用されていない。
- 文化施設、体育施設、宿泊施設などで「指定管理者制度」を導入し、「利用料金制」を採用している施設の中には、基本方針によらない使用料設定をしている施設があるが、現行の基本方針には、そのようなことができる規定が存在しない。
- 民間施設にも会議室やホールがあるが、それらと比較すると、現行の公共施設の使用料はかなり低い水準になっている。（1㎡・1時間あたりの使用料には、10倍くらいの金額差がある）
- 市が策定している「公共施設の見直し方針と行動プログラム」の中では、将来のために公共施設全体の総量を縮減していく方向性が示されているが、コミセンは、地域のコミュニティ活動の拠点として、地域課題への取り組みの場として一層の活用を図るものとされている。

### (2) 成果

- 施設利用が原則有料化されたことにより、団体利用が原則の施設での、個人や少人数での非効率な利用、同一団体で複数予約したうえで直前での予約キャンセルというケースが減少し、団体間での利用機会の公平性が図られるようになった。
- 使用料改定により、使用料収入も一定程度増加した。（平成25年改定の際は、23年度との比較で7千万円程度の増収があった）
- 平成28年7月に実施した市民アンケートの結果からは、施設利用の対価として利用者が一定の負担をすること、減額や免除する場合には、誰から見ても必要と考える範囲に限定することについては、一定の理解が得られている一方で、施設が利用しにくい、もっと施設利用を促進させる工夫が必要などの意見もあった。
- 多くの施設では、「**使用料の額**」は、すでに「**使用料の目安**」に達しており、今後、減価償却費や公債費・債務負担の利子分などの「**資本に関する経費**」が減少していけば、「**原価**」が下がることになり、「**使用料の額**」も低下していくことになる。（施設の建て替えや大規模改修などの特殊要因があった場合を除く）

### (3) 課題

- 超高齢社会、少子化の進行、高齢者も働き続けているなどの社会情勢に大きな変化がある中で、地域にある公共施設をもっと利活用してもらうようにするためには、より柔軟に利用できるようにする必要がある。
- 市が推進している「健幸まちづくり」をより進めていくためには、ソーシャルキャピタル（人と人とのつながり）が必要であり、家に引きこもりがちな人の外出を促し、外を歩行してもらうためにも、地域にどのような施設があるかの周知を図ることが必要であり、ハード面の整備だけでなく、施設でどのようなソフト事業が実施されるかが重要となる。
- 実際には、施設ごとの「使用料収入」の額は、「算定によって得られる利用者の負担額」を大きく下回っていることから、使用料収入を上げるには、施設をもっと利用してもらうことで稼働率を上げるか、使用料の額自体を上げないと、使用料の目安に近づかない。
- コミセンの稼働率は、平均すると40パーセント台にとどまっており、他の施設と比較しても低い水準にある。これまでの2回の使用料改定で使用料の額が上がったことが、施設の稼働率に大きな影響を与えているとは言えないが、長期的にみると、施設の稼働率が下がってきている館が多いことから、何らかの利用促進策が必要となっている。

## 3 見直しの方向性

基本方針の3本の柱である、「受益者負担の原則」「共通的な算定ルールの確立」「無料・減免規定の見直し」など、根幹となる部分については、市民にも一定の理解を得られていることから、今回、大きく変更する必要性は高くないと考える。

しかし、この10年間の中で社会情勢の変化、公共施設をとりまく環境変化などがあり、また、健幸まちづくりなど新たな行政課題に市として対応していくなかで、市が保有する資産である公共施設をもっと市民に有効に利活用してもらい、地域の活性化、地域で行う市民の活動を促進していくことが重要となっている。

そのためにも、活動の場として利用する施設の使用料の額が、活動するにあたっての障壁となることがないように配慮していくとともに、利用者にとってのわかりやすさ、使用料を負担する側の視点なども取り入れつつ、これまでの経過や現状を勘案しながら、より現実に即した内容に基本方針を見直していく。

## 4 具体的な見直し内容

### (1) 受益者負担の原則について

#### ① 「受益者負担」という言い方を「利用者負担」に変更する

「受益者負担」が意味する部分の考え方については変更しないが、施設の利用にあたっては、施設の維持管理にかかる経費のうち、直接利用にかかる部分の額を利用者の皆さんに負担してもらうというニュアンスをより高めるためにも、「利用者負担の原則」などの言い回しに変更する。

### (2) 共通的な算定ルールの確立について

#### ② 算定ルールや使用料の現状をわかりやすく公表するしくみをつくる

施設を維持するためにはどれだけの経費がかかっている、使用料の額はどのように定められている、利用者からの使用料（利用料金）がどの程度の額になっている、それ以外は税金で負担していることが、施設利用者、市民に知られていない。

これを広く公表するしくみをつくることで、施設の利用者に使用料を負担してもらっていることへの理解を得ていく必要がある。

#### ③ 原価から、減価償却費などの資本に関する経費を除くことについて

現行の使用料算定では、減価償却費などの資本に関する経費を原価に含めている。また、稼働率は考慮していないので、稼働率100%として算定していることになる。

多摩地域26市を見ると、資本に関する経費を含めている市（12市）、含めていない市（9市）があるが、含めていない場合には、施設ごとの稼働率を考慮して使用料を算定している市があることから、コミセン、公民館を例に、資本に関する経費を除き、稼働率を考慮した場合の試算を行ってみた。（資料1、2参照）

#### ■現行ルールでの使用料算定（平成27年度決算ベース）

現行の算定ルールで試算を行うと、コミセンは、減価償却費の算入期間が終了する施設があることや、公債費の利子が減少することにより、資本に関する経費は減少し、「1㎡・1時間あたりの原価」は、平成28年改定時の11.8円から10.6円に減少する。（資料1「2 1㎡・1時間あたりの原価算定結果」参照）

しかし、コミセンは、従前の「使用料の額」と「使用料の目安」に乖離があったことから、3段階で「使用料の目安」の水準に引き上げることとしており、平成28年改定時は2段階目となるので、「使用料の目安」より低い「使用料の額」を設定した。このため、資本に関する経費が減少することにより、「1㎡・1時間あたりの原価」は下がるが、平成28年改定の「使用料の額」に比べると値上げになる。

公民館は、ギャラリーや一部の諸室を除き、平成28年改定時において「使用料の目安」が「使用料の額」になっているため、資本に関する経費が減少すれば、「1㎡・1時間あたりの原価」も減少し、「使用料の額」は値下げとなる。

コミセン	資本に関する経費が減少するが、「使用料の目安」に達していない	⇒	値上げ
公民館	「使用料の目安」に達しており、資本に関する経費が減少する	⇒	値下げ

■資本に関する経費を除き、稼働率を考慮しての使用料の試算

原価から、資本に関する経費を除き、稼働率を考慮した場合の使用料への影響をみてる。

資本に関する経費については、原価に占める資本に関する経費の割合が高い（低い）ほど、原価から除かれる金額が大きく（小さく）なることから、値下げ幅が大きく（小さく）なる。

稼働率については、稼働率が高い（低い）ほど、1利用団体に負担してもらおう割合が小さく（大きく）なるため、値上げ幅は小さく（大きく）なる。

資本に関する経費の割合	高い施設	原価から除かれる金額が大きい	⇒	値下げ幅が大きい
	低い施設	原価から除かれる金額が小さい	⇒	値下げ幅が小さい
稼働率	高い施設	利用団体の負担が小さい	⇒	値上げ幅が小さい
	低い施設	利用団体の負担が大きい	⇒	値上げ幅が大きい

■コミセンと公民館の試算（平成27年度決算ベース）

平成27年度の決算額を基に、資本に関する経費を除き、稼働率を考慮して使用料の試算をすると、コミセンでは値上げ、公民館では値下げとなる。

コミセン	原価に占める資本に関する経費の割合が低く、稼働率が低い	⇒	値上げ
公民館	原価に占める資本に関する経費の割合が高く、稼働率が高い	⇒	値下げ

■主な施設の使用料への影響の試算

平成28年改定時に用いた平成23～25年度の決算額を使用し、主な施設について、原価から、資本に関する経費を除き、稼働率を考慮して使用料への影響を試算してみた。

地区市民ホールは、「使用料の目安」の改定率が193.5%となり、現行の算定方法に比べて値上げとなる。逆に、総合福祉センターは、「使用料の目安」の改定率は67.4%となり、値下げとなる。

算定年度	施設	使用料の目安の改定率
23～25年度	地区市民ホール	193.5%
	コミセン	127.6%
	TAMA女性センター	92.9%
	公民館（ホール）	84.0%
	消費生活センター	78.6%
	公民館（ホール以外）	67.7%
	総合福祉センター	67.4%

(現行の算定方法による使用料の目安) ÷ (資本に関する経費を除き、稼働率を考慮した場合の使用料の目安)

**100%を超えている場合は値上げになる**

左記の試算結果から、原価の中で資本に関する経費の占める割合、稼働率の高低によって、現

行と比較して「**使用料の額**」が上がる施設、下がる施設が生じることになり、使用料算定全体に与える影響が大きくなることがわかった。

また、地方自治体における公会計制度の導入の流れ、本市では、来年度から下水道事業に公営企業法を適用していく予定であることなどからは、減価償却費などの資本にかかる経費を含めて施設の維持管理経費をとらえていく視点がさらに必要となる。

以上をふまえ、使用料を算定する際の基本ルールとして、原価から資本に関する経費を除くことについては望ましいものではないと考える。

#### ④ コミセン対策として、使用料算定の特例措置を創設することについて

コミセンは、従前の「**使用料の額**」と「**使用料の目安**」に大きな乖離があったことから、「**使用料の額**」を3段階で「**使用料の目安**」の水準まで引き上げるとしたため、次回の改定時に「**使用料の額**」が上がることになる。

しかし、コミセンなど、いわゆる「**地域施設**」は、地域を活性化させていくためにも、利用の促進を図るために、「**使用料の額**」が障壁とならないよう、現在の水準以上に額が上がらないような配慮が必要である。

これを実現するために、現行の基本ルールで算定した場合の額と、施設の光熱水費を最低限まかなう額を比較し、低い方を使用料として採用するなどの特例措置の創設を検討した。

コミセンにおける平成27年度決算額で試算した結果が下表となる。

施設の光熱水費(円) A	光熱水費収入(円) B	A－B C	使用料収入(円) D	使用料収入 の割合 D÷C	使用料収入に対 する経費の比率 C÷D
33,062,187	1,194,933	31,867,254	12,726,000	39.9%	2.5

年間の光熱水費は31,867千円であり、使用料収入が12,726千円であるので、光熱水費をまかなうためには使用料を2.5倍程度値上げしなければならず、特例措置を創設したとしても活用できない。


また、算定ルールは、統一的なものにすべきであり、特例や例外などはできる限りつくりたくないほうがよい。算定ルールに特例措置を設けるのではなく、性質別負担率の見直しなどで対応するものとする。

⑤ 性質別分類、性質別負担率を再整理する


3つの基準により施設を性質別に分類し、新たな「性質別分類表」により各施設の性質別負担率を改めて整理する。

ア 性質別分類の基準

○ 基礎的か基礎以上かによる基準 (必需性)

基礎的 (必需的)	高い 	I	○市民生活において、最低限必要なサービスを提供するなど、公共性の高い施設
		II	○一定の公益性のもとに、特定の受益者の利便を図る施設
		III	○生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービスを提供する施設 ⇒民間企業においても、同様のサービスを提供していることが多い
基礎以上 (選択的)	低い		

○ 民間による類似施設の提供の有無による基準 (市場性・収益可能性)

民間による 提供なし(非 市場的)	低い 	ア	○収益性がないまたは極めて低く、民間企業においてはサービス提供がない(困難な)施設
		イ	○収益性が低く、施設の利用料だけでは管理運営費をまかなうことが難しい施設
		ウ	○相当の収益性があり、施設の使用料をもって、管理運営費をまかなうことが可能な施設
民間による 提供あり(市 場的)	高い		

○ 地域施設か全市的な施設かによる基準

地域施設 (地域活動を活性化させる施設)	○コミュニティエリア、小中学校区などのエリアを単位として設置している施設 ⇒当該エリアのコミュニティ形成の拠点であり、利用されることで地域課題の解決などにつながる ⇒地域活動を活性化させる施設
全市的施設 (市内全域的に利用される施設)	○市内に1箇所または駅周辺に設置されているなど、市内全域(市外)を対象としている施設



## イ 性質別分類表

性質別分類表は、横軸を「基礎的か基礎以上かによる基準」、縦軸を「民間による類似施設の提供の有無による基準」とし、2つの基準が交差する箇所をAからEまでの5つの分類とする。この分類により「利用者負担」と「税（市民）による負担」の割合が決まる。

さらに、「地域施設か全市的な施設かによる基準」において、「地域施設」に該当する場合は、上記の分類から「利用者負担」の割合が1段階低くなる分類とし、「全市的施設」に該当する場合は、変更しないものとする。

民間による類似施設の提供の有無	民間による提供なし（非市場的）	ア	<b>C</b> 【利用者負担】 50% 【税（市民）による負担】 50%	<b>B</b> 【利用者負担】 25% 【税（市民）による負担】 75%	<b>A</b> 【利用者負担】 0% 【税（市民）による負担】 100%
	民間による提供あり（市場的）	イ	<b>D</b> 【利用者負担】 75% 【税（市民）による負担】 25%	<b>C</b> 【利用者負担】 50% 【税（市民）による負担】 50%	<b>B</b> 【利用者負担】 25% 【税（市民）による負担】 75%
		ウ	<b>E</b> 【利用者負担】 100% 【税（市民）による負担】 0%	<b>D</b> 【利用者負担】 75% 【税（市民）による負担】 25%	<b>C</b> 【利用者負担】 50% 【税（市民）による負担】 50%
			I	II	III
			基礎以上（選択的）		基礎的（必需的）
			基礎的か、基礎以上か		

## ウ 各施設の性質別分類及び利用者負担率

各施設の分類及び利用者負担率は下表のとおりである。「地域施設」に該当する「コミュニティセンター」と「地区市民ホール」は、分類「C」から分類「B」とした。

分類	利用者負担率	施設名
<b>A</b>	0%	児童館 老人福祉館
<b>B</b>	25%	コミュニティセンター 地区市民ホール
<b>C</b>	50%	公民館（会議室） 消費生活センター TAMA女性センター 総合福祉センター 資源化センター 旧多摩聖蹟記念館 古民家 公園内有料施設 陸上競技場 武道館 八ヶ岳少年自然の家
<b>D</b>	75%	公民館（ホール・ギャラリー） 温水プール 総合体育館 屋外体育施設 バルテノン多摩 学校開放施設 駐輪場
<b>E</b>	100%	駐車場

⑥ 基本方針によらない算定を認める場合の要件を決める

基本方針による算定を原則するが、下記の理由により基本方針による算定が相応しくない場合は、例外的に別の方法による算定ができるものとする。

ア 法令などにより使用料を徴収することができない場合

小中学校、図書館

イ 法令などにより算定基準が定められている場合

市営住宅

ウ 提供されるサービスの対価による場合

保育園、学童クラブ

エ 近隣自治体等の施設や市場価格との均衡により算定する必要性が高い場合

- ・ 利用者の適正化を図る（金額差による市民の他市施設利用、他市民の市施設利用の是正）
- ・ 類似施設との競争力を保つ
- ・ 民間施設との整合性を図る
- ・ 原価の算出が困難 など

「⑤ウ各施設の性質別分類及び利用者負担率」の表の枠囲みの施設

⑦ 施設管理者が、一定の範囲の中で、柔軟に使用料設定できるようにする

使用料の設定に柔軟性を持たせ、より多くの市民に施設を利用してもらうために、施設の状況に応じて設定することができる特例を設ける。

区 分	内 容
曜日・時間別 割増・割引	稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができる。 設定できる範囲は、算定された使用料の75～125%の範囲内とする。 ※ 早期割引との併用は不可とする。
早期割引	稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができる。 設定できる範囲は、算定された使用料の75%までとする。 ※ 曜日・時間別割増・割引との併用は不可とする。
直前割引	利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができる。設定できる範囲は、算定された使用料の50%までとする。
市外割増	市外利用者について、公平な負担の観点から割増をすることができる。 設定できる範囲は、算定された使用料の200%までとする。

⑧ 施設管理者が、施設運営に支障がない範囲内で、柔軟な利用承認ができるようにする

直前になっても利用の予約が入っていない場合など、他の利用者に支障がない範囲内で、施設の有効活用が図れるよう、目的外での利用、個人での利用など、ある程度柔軟な利用を認めることができるようにする。

### (3) 無料・減免規定の見直しについて

#### ⑨ 公益的な目的での利用についての優遇措置の導入について

地域への貢献が認められる事業（公益的な事業）を実施する場合には、団体に所属する会員の利益のみを目的とする事業で使用する場合と比較して、使用料を減免するなど、優遇措置を講じることができるようにする。

導入にあたっては、優遇措置を講ずべき事業（公益的な事業）の範囲、登録や認定の具体的な方法、減免する割合などを規定する「認定基準」などを策定する。

地域活動や市民活動は、団体の性格、活動内容などから、「公共的」「公益的」「共益的」「互助的」な活動としての側面をもっており、個々の活動がどれに分類されるかについては、整理したうえで行う必要がある。

市民が自主的に行っている活動について、優遇措置の対象となる活動であるか否かを、行政（施設管理者）が判断するという事は、市民協働、自治の進め方に深く関わる問題であり、「自治基本条例」との関連からも、広く市民参画を得ながら議論しなければならないものとする。

どのような形で実現できるかについての検討を市に要望する。

### (4) その他

#### ⑩ 使用料の単位は10円単位を基本とする

基本方針では、使用料の単位は100円単位を基本としているが、消費税率の改定を使用料の金額に正確に反映できないことから、平成28年4月改定から10円単位としたことに基づき、これに合わせる。

#### ⑪ 使用料改定を4年ごと、基本方針見直しを8年ごとに改める

使用料は3年ごと、基本方針は6年ごとの見直しとなっているが、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、条例改正、利用者・利用団体への周知期間などを考えると、スケジュール的にかなりタイトになっていることから、使用料は4年ごとの見直しに改めることで、使用料改定前後の稼働率の変化などの評価を反映できるようにする。

併せて、基本方針の見直しも6年ごとから8年ごとに改める。

## 5 使用料に関する事項以外の事項

### (1) 施設をもっと利用しやすくなる工夫をすべき

これまでの実績をみると、稼働率があまり高くない施設があることから、市民に施設をもっと利活用してもらえるような取組みをしていかなければならない。全体的に、市内にどのような施設がある、利用できる対象、登録などの利用にあたっての必要事項などの周知がもっと必要であると考ええる。

施設を所管する部署、指定管理者などで話し合う機会をもち、利用者懇談会や利用者アンケートなどを通して、施設の利用者の意見をくみ取りながら、利用の妨げになっている事項があれば、それを取り除いていく工夫が必要である。

特に稼働率が低くなっているコミセンについては、利用区分を細分化する、1時間（または2時間）単位を基本とする使用料設定にするなど、利用団体が利用しやすい環境を整備する必要がある。とりわけ夜間帯の稼働率が低いことから、開館時間についても、住民ニーズに合わせて、館ごとに見直すことで、スタッフの配置や諸経費など管理運営経費自体も抑制できる余地があり、そのことが使用料の額の低下にもつながる。

今回提案する、柔軟な使用料設定や利用承認などを活用し、利用者側の視点に立って、施設の利用促進を図っていただきたい。

### (2) コミセン運営をサポートする体制づくり

コミセンには、地域コミュニティ形成の拠点としての役割があり、各館が地域の住民によって組織された運営協議会によって管理運営されている。運営協議会の委員、役員は無報酬のボランティアであり、組織が高齢化してきている中で、今後の担い手不足が大きな課題となっている。

地域住民の高齢化、人口減少が進んでいく中で、地域コミュニティを活性化していくためには、コミセンなどの、一定のエリアごとにある施設（地域施設）が、様々な年齢層の住民にもっと利活用してもらえるようにする必要がある。

地域で活動する組織には、自治会、青少年問題協議会、PTA、老人会、民生委員、テーマや地域ごとに課題解決を目指すNPOなど様々なものがあり、これらを横断的に繋いでいく（コーディネート）ことができる組織、地域づくりを担える人材が求められている。

コミセンを通じて、地域で活動する組織と組織の間が繋がることができたり、地域に必要なソフト事業は何かを見出し、地域のニーズと行政や活動する組織とを繋ぐことができる拠点になり、また、そのような機能がもてるよう、各運営協議会をサポートする体制づくりを検討していかなければならない。

国においても、地域の課題解決を目指す「地域運営組織」の創設に向けた検討がされており、この組織の活動拠点には、コミセンが想定されている。

### (3) 「公共施設の見直し方針と行動プログラム」を推進

今後、人口減少が加速していく中では、持続可能な市政運営のために、公共施設の総量は縮減していかなければならないことから、本市では、平成25年11月に「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」(以下「行動プログラム」という。)を策定し、取組みを進めている。

これまでの経緯をふまえて、昨年11月に行動プログラムの更新を行ったが、その中で改めて、公共施設の見直しを行っていく上での3つの目的を確認している。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 安全に使い続ける</li><li>2 施設全体のダイエツト</li><li>3 時代のニーズに合わせた施設への機能転換</li></ol> |
|---|

公共施設の見直しによって、施設の安全性を確保し、また、施設の総量は減っても、存続していくことになる施設については、機能転換し、必要なサービスの質を確保していくとしている。

本審議会としても、今後も存続する施設は、地域の住民、利用者のニーズなどに合わせて必要な機能転換、サービスの提供を図ることで、市民に有効活用してもらい、利用の最大化を図っていくべきであると考えている。

原価から、減価償却費などの資本に関する経費を除くことについて

### コミュニティセンター使用料試算（H27決算額ベース）

#### 1 使用料算定にかかる経費（試算数値）

区分		支出額（円）
管理 経費	物件費	207,360,728
	維持補修費	16,379,682
	補助費	102,839
	人件費	18,731,178
	小計	242,574,427
資本に 関する 経費※	減価償却費	140,419,333
	公債費（利子分）	3,292,624
	債務負担（利子分）	0
	小計	143,711,957
	原価合計	386,286,384

#### 減価償却費算入最終年度

コミュニティセンター	最終年度
関戸・一ノ宮	H23
桜ヶ丘	H26
乞田・貝取	H26
鶴牧・落合・南野	H28
貝取	H30
聖ヶ丘	H31
愛宕	—
唐木田	H46

※資本に関する経費はH26～28の3ヶ年平均

#### 2 1㎡・1時間あたりの原価算定結果 単位：円

経費算定	1㎡・1時間あたりの原価
施設の維持管理・運営にかかる経費	10.6
資本に関する経費を除く	6.6
【参考】H28改定時	11.8

#### 3 使用料試算

○算定方法

使用料の目安 = [原価 × 施設の性質別負担率] ÷ 稼働率

○算定結果

算定方法			算定結果		
経費	性質別負担率	稼働率	現行使用料と使用料の目安	値下げ ○	使用料の目安 / 現行使用料
施設の維持管理・運営 にかかる経費	50%	100%	現行使用料 < 使用料の目安		107%
	25%	100%	現行使用料 > 使用料の目安	○	53%
資本に関する経費を除く	50%	100%	現行使用料 > 使用料の目安	○	67%
		45.7%	現行使用料 < 使用料の目安		146%
	25%	100%	現行使用料 > 使用料の目安	○	33%
		45.7%	現行使用料 > 使用料の目安	○	73%

#### 4 施設面積

総面積：8892.3㎡

算定面積(※)：2922.0㎡

(※) オープンスペースを除く、利用にかかる部分の面積

## 公民館使用料試算（H27決算額ベース）

## 1 使用料算定にかかる経費（試算数値）

単位：円

		永山公民館		関戸公民館		消費生活センター	女性センター
		ホール	ホール以外	ホール	ホール以外		
管理経費	物件費	14,817,880	32,818,364	18,316,198	35,315,020	6,458,677	1,614,681
	維持補修費	177,507	4,479,829	101,869	497,981	0	0
	補助費	6,011	47,865	13,704	66,993	11,167	2,560
	人件費	2,210,319	25,381,147	2,472,515	24,725,148	16,586,223	5,438,590
	小計	17,211,717	62,727,205	20,904,286	60,605,142	23,056,067	7,055,831
資本経費に 関する	減価償却費	5,436,455	43,290,545	9,915,328	48,470,493	14,543,000	1,852,459
	公債費（利子分）	310,792	2,474,842	0	0	792,359	0
	債務負担（利子分）		0	6,626,873	32,395,077	0	1,238,085
	小計	5,747,247	45,765,387	16,542,201	80,865,570	15,335,359	3,090,544
原価合計		22,958,964	108,492,592	37,446,487	141,470,712	38,391,426	10,146,375

## 2 1㎡・1時間あたりの原価算定結果

単位：円

項目	経費算定	1㎡・1時間あたりの原価
ホール	施設の維持管理・運営にかかる経費	11.8
	資本に関する経費を除く	7.4
	【参考】H28改定時	12.1
ホール以外	施設の維持管理・運営にかかる経費	8.5
	資本に関する経費を除く	4.3
	【参考】H28改定時	8.8

## 3 使用料算定

○算定方法

使用料の目安 = [原価 × 施設の性質別負担率] ÷ 稼働率  
 [性質別負担率 ホール、ギャラリー75% 諸室50%]

○算定結果

ホール

算定方法		算定結果		
経費	稼働率	現行使用料と使用料の目安	値下げ ○	使用料の目安/ 現行使用料
施設の維持管理・運営 にかかる経費	100%	現行使用料 > 使用料の目安	○	95%
資本にかかる経費を除く	100%	現行使用料 > 使用料の目安	○	59%
	67.1%	現行使用料 > 使用料の目安	○	89%

ホール以外

算定方法		算定結果		
経費	稼働率	現行使用料と使用料の目安	値下げ ○	使用料の目安/ 現行使用料
施設の維持管理・運営 にかかる経費	100%	現行使用料 > 使用料の目安 (ギャラリー、一部諸室のみ値上げ)	○	110%(※)
資本にかかる経費を除く	100%	現行使用料 > 使用料の目安 (ギャラリーのみ値上げ)	○	56%
	65.7%	現行使用料 > 使用料の目安 (ギャラリーのみ値上げ)	○	85%

(※) ギャラリーの使用料の目安が現行使用料を大きく上回っているが、大部分の諸室は値下げになる

## 4 施設面積

単位：㎡

	永山公民館	関戸公民館	消費生活センター	女性センター	計
総面積	3,761	4,381	779	139	9,060
算定面積(※)	954	916	258	48	2,176

(※) オープンスペースを除く、利用にかかる部分の面積